22JEITA-CP 第 23 号
平成 22 年 12 月 13 日

関 係 各 位

（社）電子情報技術産業協会
テレビネットワーク事業委員会
委 員 長　山本喜寛
デジタルテレビ専門委員会
委 員 長　今井隆洋

3D映像表示が可能なテレビジョン受信機に関する表記事項について

拝啓、時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は、当協会諸事業に格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
当協会は、平成22年8月31日付けで「3D映像視聴に関する消費者への注意喚起再徹底方のお願い」をCE部会グループ各社宛に発信いたしました。その中では、視聴者に周知すべき事項を、カタログ、取扱説明書及びホームページ等において分かりやすく記載するよう、周知徹底されています。
今回、3D映像を表示できるテレビジョン受信機について、すでに各社がカタログや取扱説明書などに記載している事項をまとめましたので、表記の参考にして頂きたく、お願い申し上げます。

敬具

記

1. 目的

3D映像を表示できるテレビジョン受信機において、カタログ、取扱説明書及びホームページ等に記載している事項を挙げ、各社の目安とすること。

2. 範囲

2.1. 適用機器

据置型の3D映像※を表示できるテレビジョン受信機

2.2. 表記対象

取扱説明書、カタログ、ホームページ等

※ 3D映像とは、両眼の視差（右目と左目は離れているため右目と左目では見えている映像が異なること）原理を利用して、平面である映像や画像がディスプレイ面より前に飛び出すように見えたり、奥行きを感じたりするようにした動画および静止画のことをいう。

3. 表記事項

以下の事項を、取扱説明書、カタログ、ホームページなどへそれぞれの目的に応じた内容を表記する。

3.1. 3D映像を視聴するために、別売商品等を必要とする場合は、その旨を分かりやすく表記すること。

[表記例]

・3D映像を視聴するためには別売の〇〇が必要です。

3.2. 2D 映像を3D 映像に変換する機能を装備する場合は、著作権に配慮する必要があることから、下記文例を参考に記載することが望ましい。

[表記例]

・この機能を使うと機器側での映像変換によりオリジナルの映像と見え方に差が出ますのでご留意の上、お使いください。

・営利目的、または公衆に視聴させることを目的として、当機能を利用して 2D映像を3Dに変換して表記すると、著作権法上で保護されている著作者の権利を侵害する恐れがあります。

3.3. 3D映像を安心・快適に視聴するため、3Dコンソーシアムの「3DC安全ガイドライン（2010年4月20日改訂版）」を参照の上、視聴者に周知すべき事項を分かりやすく記載することが望ましい。

3DC安全ガイドライン＜GL－1～7＞の項目ごとに、各社の表記例を記載しておりますのでご参考ください。

3.3.1. 立体視成立の確認 ＜GL－1＞

[表記例]

・3D映像を視聴するには、3D放送もしくは3Dに対応したコンテンツ（ソフト）と3Dに対応した機器（再生機）が必要です。

・3D映像の視聴中は必ず3Dメガネを装着し、裸眼で3D映像を視聴しないでください。体調不良の原因となることがあります。

・3Dメガネは正しく装着してください。

・3D映像の見え方には個人差があります。

3.3.2. 逆視防止確認 ＜GL－2＞

[表記例]

・3Dメガネを上下逆に装着して視聴しないでください。
右目（眼）と左眼（眼）に映像が正しく表示されず視聴不良や不快感を感じることがあります。

3.3.3. 視聴姿勢 ＜GL－3＞

[表記例]

・ディスプレイと（おおむね）水平な状態で視聴してください。

・横になったり、顔を傾けたりすると、3D効果を感じにくくなったり、映像の色が変わったりすることがあります。

3.3.4. 視聴位置 ＜GL－4＞

[表記例]

・3Dメガネは3D映像視聴中のみ装着し、3Dメガネを装着したまま移動しないようにしてください。

3.3.5. 視聴時間 ＜GL－5＞

[表記例]

・3D映像をご覧になる場合は、1時間程度を目安に適度に休憩をとってください。

・3D映像を視聴する場合は、適度な休憩をとってください。休憩をとっても、疲労感、不快感が取れない場合は、使用を中止して下さい。

・3D映像を視聴中は、定期的に休憩をとることを推奨します。休憩に必要な長さや頻度は個人差がありますので、ご自身で判断ください。

3.3.6. 低年齢層への注意 ＜GL－6＞

[表記例]

・6歳未満のお子様の3D視聴については、視覚が発達段階にあるため、必要に応じて医師に相談ください。

・3D映像の視聴年齢については、およそ5～6歳以上を目安にしてください。

・お子様が3D メガネで視聴する場合は、必ず保護者が同伴してください。お子様が視聴する場合は、疲労や不快感などに対する反応がわかりにくいため、急に体調が悪くなることがありますので、保護者の方が目の疲れがないか、ご注意ください。

3.3.7. 視聴中の注意喚起 ＜GL－7＞

[表記例]

・3D映像の視聴中に疲労感、不快感など異常を感じた場合には、使用を中止してください。

・3D映像の視聴中、体調不良が引き起こされることがあります。体調に変化を感じた場合はすぐに視聴を中止し、必要に応じて医師に相談ください。

・3Dメガネを使用するときには周囲に壊れやすい物を置かないでください。実際の物に間違えて体を動かし、周囲の物を破損してけがの原因になることがあります。

以上